

# 電子入札コアシステム開発コンソーシアム規約改定版

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本コンソーシアムは、国土交通省が平成13年6月に発表した「CALIS/EC 地方展開アクションプログラム（全国版）」の趣旨に則り、地方公共団体等の公共発注機関への円滑な電子入札システムの導入を支援するため、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という）、一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下、「SCOPE」という）、ITベンダーにより共同で、電子入札システムのコア部分を開発および改良するための仕様並びに運用支援に関する検討を行うことを目的とする。

### (名 称)

第2条 本コンソーシアムの名称は、「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」（以下、「本コンソーシアム」という）とする。電子入札コアシステムとは、複数の公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札システムの基幹部分及びこれに密接に関連する部分とする。

### (事務局)

第3条 事務局は、本コンソーシアムの運営に係る事務を行うため JACIC 内に設置する。

## 第2章 活 動

### (活動内容)

第4条 国土交通省が平成13年10月以降に無償公開した電子入札システムの仕様を基に、複数の公共発注機関に適用可能な汎用性の高い電子入札コアシステム（以下、「コアシステム」という）を開発および改良するための仕様検討、開発および改良成果の検証並びに運用支援に関する検討を行う。なお、コアシステムの開発については、本コンソーシアムで検討した仕様に基づいて、別途 JACIC、SCOPE が行う。

### (費 用)

第5条 本コンソーシアムの設立及び活動に係わる費用は、第11条の会費、賛助会費をもって賄うものとする。

## 第3章 会 員

### (会 員)

第6条 本コンソーシアムの目的及び活動に賛同し、公募等による所定の手続きを経て参加した公共発注機関、企業を会員とする。

2 会員は、正会員、賛助会員、特別会員で構成する。

### (正会員)

第7条 正会員は、本コンソーシアムの目的に賛同し、第4条で定めた活動に対する能力・意欲を有しているとともに、第11条で定める会費を負担することができる企業とする。

2 正会員は、JACIC、SCOPEが公募等により募集し、これに応募した企業から開発能力及び開発意欲等を審査して選定する。

3 正会員は、統括会議、検討ワーキング・グループの構成員として、コンソーシアムの議論及び意思決定に参加することができる。また、報告書、マニュアル、実行形式プログラム等の各種成果物を入手することができる。

### (賛助会員)

第8条 賛助会員は、日本国内の社会基盤整備に係る建設サービス（情報システムを含む）事業の実績を3年以上持つ企業のうち、本コンソーシアムの目的に賛同し、第11条で定める会費を負担する企業とする。

2 賛助会員は、特別会員会議に参加することができ、また、賛助会員専用のホームページ等から情報を入手することができる。

### (特別会員)

第9条 特別会員は、本コンソーシアムの目的及び活動に賛同し、JACIC、SCOPEの公募に応募した公共事業等の発注機関とする。

2 特別会員は、本コンソーシアムに対する要望、質問を行うとともに、特別会員専用のホームページ等から情報を入手することができる。また、会長が招集する会議への参加ができる。

### (会員の退会・除名)

第10条 会員は所定の申し出により退会することができる。

2 本コンソーシアムは、統括会議が不適格と認めた会員について除名することができる。

3 退会・除名された正会員、賛助会員に対しては、第11条で定めた会費・賛助会費等は返還しない。

### (会費・賛助会費)

第11条 正会員の会費は、平成15年度まで年額3,000,000円、平成16年度以降年額1,500,000円、平成18年度以降1,000,000円とし、定められた期日

までに、定められた方法で支払う。新規加入の正会員は、当該会費を過年度分とあわせて支払うものとする。

- 2 賛助会員の賛助会費は、年額50,000円とし、定められた期日までに、定められた方法で支払う。
- 3 特別会員は会費を徴収しない。

#### 第4章 会議、運営体制

(会長・副会長・顧問)

第12条 本コンソーシアムの会長はJACIC理事長がその任にあたる。

- 2 会長は本コンソーシアムを代表し、その業務を統轄する。
- 3 本コンソーシアムに副会長を置く。副会長はSCOPE理事長がその任にあたる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長がその任に当たることが出来ないときは、その職務を代行する。
- 5 本コンソーシアムには顧問を置くことができる。顧問は会長が指名する。

(統括会議)

第13条 統括会議は会長が招集し、規約の改廃、本コンソーシアムの運営等に関する重要事項の審議、決定を行う。

- 2 統括会議は、正会員で構成し、半数以上の出席(委任状の提出を含む)によって成立する。

(検討ワーキング・グループ)

第14条 検討ワーキング・グループは、JACIC、SCOPE及び正会員により構成され、コンソーシアムの目的を達成するために必要な個別の検討を行う。

- 2 検討ワーキング・グループには、主査、副主査を置くことができる。

(特別会員会議)

第15条 特別会員会議は会長が招集し、本コンソーシアムの設立報告、成果報告等を行う。

#### 第5章 その他

(会計報告)

第16条 事務局は、毎年度の会費に対する収支結果を統括会議に報告しなければならない。

(知的財産権)

第17条 会員は、開発成果及び実証実験成果に対する知的財産権を主張することができない。

(情報開示)

第18条 会員は、活動過程及び活動結果で得た情報を本コンソーシアム外部へ開示又は発表する場合、事前に事務局の承認を得なければならない。

(本コンソーシアム終了時の財産の扱い)

第19条 本コンソーシアム終了時に財産が残った場合、その処分方法はJACIC、SCOPEが定め、統括会議の議を経るものとする。

(事業期間・事業年度)

第20条 本コンソーシアムの事業期間は、2001年7月から2018年3月までの予定とする。  
なお、事業期間については2ヶ年毎に見直すこととする。

2 事業年度は、初年度を2001年7月から2002年3月末、第2事業年度を2002年4月から2003年3月末、第3事業年度を2003年4月から2004年3月末、第4事業年度を2004年4月から2005年3月末、第5事業年度を2005年4月から2006年3月末、第6事業年度を2006年4月から2007年3月末、第7事業年度を2007年4月から2008年3月末、第8事業年度を2008年4月から2009年3月末、第9事業年度を2009年4月から2010年3月末、第10事業年度を2010年4月から2011年3月末、第11事業年度を2011年4月から2012年3月末、第12事業年度を2012年4月から2013年3月末、第13事業年度を2013年4月から2014年3月末、第14事業年度を2014年4月から2015年3月末、第15事業年度を2015年4月から2016年3月末、第16事業年度を2016年4月から2017年3月末、第17事業年度を2017年4月から2018年3月末までの予定とする。

(この規約にない事項の扱い)

第21条 この規約にない事項の扱いは、必要により統括会議で決定する。

- 附則 この規程は、平成13年7月18日から適用する。
- 附則 (平成16年4月1日) この規程は、平成16年4月1日から適用する。
- 附則 (平成18年4月1日) この規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 附則 (平成20年4月1日) この規程は、平成20年4月1日から適用する。
- 附則 (平成22年4月1日) この規程は、平成22年4月1日から適用する。
- 附則 (平成24年4月1日) この規程は、平成24年4月1日から適用する。
- 附則 (平成26年4月1日) この規程は、平成26年4月1日から適用する。
- 附則 (平成28年4月1日) この規程は、平成28年4月1日から適用する。